

## 公務公共サービス労働組合協議会との政務官会見概要

日時：平成23年4月5日（火）10:30～10:45

場所：中央合同庁舎4号館10階 園田政務官室

出席者：園田康博政務官（陪席者）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計5名

公務労協 吉澤伸夫事務局長以下 計19名

議題：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」（以下「全体像」という。）の国家公務員制度改革推進本部決定についての説明

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：公務労協）。

- 公務員制度改革については、当初3月15日に予定していた全体像案の本部決定に向けて御意見をいただいていたが、東日本大震災の発生に伴いスケジュールの変更を余儀なくされ、本日の本部決定となった。

全閣僚はじめ関係者が参集した本日の本部においては、中野公務員制度改革担当大臣から「法制上の措置が必要なものについては、関係大臣とも連携し、精力的に法案化作業を進め、できる限り速やかに国会に提出してまいりたい」旨の、総理大臣から「中野大臣を中心に関連法案の提出に向けて鋭意作業を進めていただきたい。また、地方公務員の労働基本権の在り方については、総務大臣が中心となって検討を進めていただきたい」旨の発言がそれぞれあった。

総理大臣からの御指示を踏まえ、今後、全体像に基づき精力的に法案策定作業を進め、出来るだけ速やかに国会へ関連法案を提出してまいりたい。

- 震災対応という緊急事態にあって、全体像の本部決定がなされたことを重く受け止めたい。ただし、今後の法案策定に向けて2点指摘させていただく。

1点目は内容面である。先般、連合会長から総理大臣に、①消防職員、行刑施設職員の団結権・団体交渉権の取扱、②争議権の取扱、③在籍専従制度の取扱、④地方公務員の労働基本権問題の4点について直接意見を申し上げている。加えて、⑤協約締結事項の法律と政令の振り分け、⑥制度の実施時期があり、合計6つの大きな課題が存在する。こうした点について、今後も連合及び公務労協と合意形成しつつ法案を策定していただくようお願いする。

2点目はスケジュールである。①昨年の人事院勧告の取扱、②国家公務員制度改革における自律的労使関係制度の措置、③国家公務員の総人件費削減という3つの問題は全体として順序を踏んで進めるべきものであり、国家公務員制度改革の問題が決着しなければ、人件費削減の議論に入っていくことはできない。この点は強く申し上げておきたい。

- 御意見は重く受け止め、皆様方とは今後とも真摯に向き合いしっかりと対応してまいりたい。

- 今後も議論を積み重ねて、最終的には法案を国会へ提出する前に大臣との間で問題の整理をさせていただくようお願いする。

- その点は大臣へもお伝えすることとする。

本日の御要請はしっかりと受け止めたい。この度の国家的な危機において、政と官が一体となって取り組むことが非常に重要である。公務員制度改革を進めるにあたって、皆様方との信頼関係をより深く持つことが重要であると認識している。